

(仮称) 統合新病院整備工事に係る環境影響評価概要書に対する
伊丹市環境審議会答申書案

1. 全般事項

(1) 調査・予測・評価の手法

- (ア) 本事業に係る環境影響評価概要書では、事業計画地内における供用後施設（付帯施設含む）の配置や規模等が明らかにされていない。具体的な調査、予測および評価を行うにあたっては、それらが具体化した段階で明らかにし、必要に応じて評価方法等の見直しを行い、適切な調査、予測および評価を行うこと。
- (イ) 現地調査を行うにあたっては、コロナウイルス感染症に伴う影響の有無について検証すること。
- (ウ) 交通量の影響の予測および評価を行うにあたり、市立伊丹病院、近畿中央病院の両施設において来院時の交通手段の調査を行うこと。
- (エ) 交通量調査において、調査項目に滞留長および滞留台数を追加するとともに、当該調査結果に基づき適切に予測および評価を行うこと。

(2) 交通安全対策

- (ア) 事業計画地周辺での具体的な交通安全対策について環境影響評価準備書に記載すること。
- (イ) 救急車両等の動線の分離について、具体的な対策方法を環境影響評価準備書に記載すること。

(3) 環境影響要因

- (ア) ヘリコプターの離発着に伴う環境影響の予測および評価を行わない具体的な理由を環境影響評価準備書に記載すること。

(4) 住民意見に対する事業者見解

- (ア) 住民意見書に対する見解書を作成する際は、当該意見の意図を適切に汲み取り、明確に回答すること。

(5) その他

- (ア) 本事業による周辺環境への具体的な影響範囲を環境影響評価準備書に記載すること。

2. 個別事項

(1) 大気汚染

- (ア) 既存建物や工作物等の解体工事においてアスベストが排出される場合は、その処理方法および管理方法について、具体的に環境影響評価準備書に記載すること。
- (イ) 「項目選定の理由」について、自動車交通量に起因する影響を具体的に環境影響評価準備書に記載すること。

(2) 水質汚濁

- (ア) 工事湧水の具体的な処理方法を環境影響評価準備書に記載すること。
- (イ) 施設供用後における医療系排水の具体的な処理方法を環境影響評価準備書に記載すること。また、処理方法の検討にあたっては、既存病院の医療系排水の性状を考慮すること。

(3) 土壌汚染

- (ア) 土壌汚染対策法における特定有害物質については、土壌汚染対策法および兵庫県の指導に基づき適切に調査・対応すること。
- (イ) 環境基本法に規制される 1,4-ジオキサンを評価項目として選定しない具体的な理由を環境影響評価準備書に記載すること。

(4) 騒音・振動・低周波音

- (ア) 事業計画地南東部に隣接する住環境への騒音・振動・低周波音の環境影響について、適切に予測および評価を行うこと。
- (イ) 現況調査地点図において、調査地点が判別しやすいように表記方法を改めること。
- (ウ) 環境項目「振動」について、「設備の稼働」に関する影響を考慮しない具体的な理由を環境影響評価準備書に記載すること。また、事業計画地周辺への環境保全措置についても環境影響評価準備書に記載すること。

(5) 廃棄物

- (ア) 工事中および供用後施設から排出される廃棄物については、医療系廃棄物や事業系一般廃棄物を含め、排出抑制に努め、なお発生するものについては、適切に処理を行うこととし、その具体的な方法を環境影響評価準備書に記載すること。
- (イ) 既存建物や工作物等の解体工事においてアスベストやPCB等が排出される場合は、その処分方法について、具体的に環境影響評価準備書に記載すること。

(6) 景観

- (ア) 調査地点は、近景、中景、遠景の観点から選定すること。なお、近景の調査地点として、国道 171 号と県道米谷昆陽尼崎線との交差点、中景の調査地点として、国道 171 号と市道昆陽池千僧線との交差点を選定すること。また、事業計画地内における供用後施設（付帯施設含む）の配置や規模等が具体化した段階で、調査地点等の見直しを行うこと。
- (イ) 事業計画地はみどりのコアの一部を担っていることから、事業計画地周辺の緑地保全地区、街路樹、工場緑地等とのみどりの連続性を踏まえ、環境影響の予測および評価を行うこと。

(7) 地象・水象

- (ア) 事業計画地の土壌掘削等に伴う環境影響の予測および評価を行わない具体的な理由を環境影響評価準備書に記載すること。
- (イ) 工事湧水を公共用水域へ多量に排除する場合は、利水状況への影響を環境影響評価準備書に記載すること。

(8) 動・植物

- (ア) 既存文献等を活用し、事業計画地内に生息する動・植物への影響を環境影響評価準備書に記載すること。